持家の場合

住宅改修承諾書2(賃貸以外用)

令和00年00月00日

住宅の所有者が被保険者以外の場合 は、名義人からの承諾書が必要です。

<u>(所有者が配偶者等の親族の場合も承</u> <u>諾書は必ず必要です。)</u>

被保険者を含めた共同名義の場合も、相手の方からの承諾書が必要です。

住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

住 所 久留米市中央町12番地3

パソコン等で印字したものは不可

氏 名 篠山 一郎

私は、下記(1)の住宅に、(被保険者) 篠山 花子 が、別紙「介

護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前承認申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

記

(1)住宅	所在地	久留米市中央町12番地3
(2)住宅改修の 概要	箇所・部位 トイレ 洗面所 浴室 玄関	内 容 洋式便器等への便器の取替え 1箇所 手すりの取り付け 2箇所 段差の解消 1箇所 引き戸等への扉の取替え 1箇所

(注) この住宅改修に要する費用については、審査のうえ介護保険法に定める額を支給します。ただし これは改修に要する経費のみであり、転居等で移転される場合に原状回復に要する費用は含まれ ません。